

自分たちのまちは自分たちの手で!!
支え合い助け合いながら、より豊かなまちづくりを!!

町内会長活動の手引き

【令和8年2月 改訂版】



写真提供：鳥取県

鳥取市自治連合会

はじめに

町内会（区・自治会など）は、地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりのため、防災や防犯、環境美化など様々な活動を行う、自主的に結成された住民組織です。

住民同士のふれあいを通じて地域の輪を広げ、自分たちのことは自分たちで話し合い、みんなで地域における課題の解決を目指しています。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震などでは多くの方が被災されましたが、日頃のコミュニティでの共助による防災活動により、多くの住民が救出された事例が新聞紙上でいくつも紹介されました。

災害が発生した際の避難誘導や避難所での活動をはじめ、地域住民同士の共助は大きな力となり、大規模災害が頻発する昨今、町内会の役割はますます重要となっています。

しかし、近年ライフスタイルや価値観が多様化し、昔ながらの「向こう三軒両隣」といった親密なご近所づきあいや地域のつながりが少なくなってきました。

また、住民の高齢化による役員の後継者不足など、町内会が抱える課題は少なくありません。そのような状況の中で、町内会をいかに運営するか分からない町内会役員の方もいらっしゃるかと思います。

については、町内会の運営方法について、分かりやすく解説するとともに、様々な課題に対する具体的な取り組みなどを説明した「町内会長活動の手引き」の改訂版を作成しました。この手引きが、それぞれの自治組織において、活動の一助になることを願っています。

令和8年2月

鳥取市自治連合会

鳥取市市民憲章

平成21年10月1日制定

鳥取砂丘をのぞみ千代川がながれる歴史あるふるさと鳥取市。

わたくしたち鳥取市民は、このめぐまれた自然と因幡の伝統文化を誇りとし、未来に向けて心ゆたかに生きるため、ここに憲章をさだめます。

- 1 笑顔で親切、明るいまちをつくります
- 1 礼儀正しく、さわやかなまちをつくります
- 1 力をあわせ、元気あふれるまちをつくります
- 1 自然を愛し、美しいまちをつくります
- 1 郷土に誇りをもち、心ゆたかなまちをつくります

目次

基本的な運営方法

1. 自治組織(以下「町内会」という)について 1p
2. 連携する自治組織について 1p
 - (1) 町内会とは
 - (2) 地区自治会とは
 - (3) 鳥取市自治連合会(以下「自治連合会」という)とは
3. 町内会の役割について 2p
4. 町内会の運営について 3～5p
 - (1) ルールを決めよう(規約・会則)
 - (2) 会議をしよう(総会・役員会など)
 - (3) 役割を決めよう(役員)
 - (4) 活動を決めよう(事業計画)
 - (5) お金を管理しよう(会計)
 - (6) お知らせしよう(広報)
 - (7) 地域の魅力を伝えよう
5. 仲間を増やそう 5p
 - (1) 加入の現状
 - (2) 加入へのアプローチ
6. “町内会があること”のメリットについて 6p
7. 地域コミュニティについて 7p
 - (1) 考えてみよう!
 - (2) 活動しています!「地域コミュニティ(まちづくり)協議会」

町内会活動の課題

1. 運営に関する課題 8p
2. 加入促進活動に関する課題 9p

参 考

1. 町内会加入のすすめ方 10p
2. 町内会をITで便利に 11p

活動助成費の配分について 12p

鳥取市からの町内会対象助成について 13～14p

市役所で行える主な手続きについて 15～16p

基本的な運営方法

1. 自治組織（以下「町内会」という）について

町内会は、住民同士の自由な意思によって結成される任意の団体です。私たちの日常生活における、いろいろな課題に取り組みながら、住みよいまちづくりを中心となって推進する重要な活動を行っています。

「町内会長活動の手引き」では、町内会独自の活動と地区自治会や各種団体の活動への参画など、基本的な項目を取り上げていますので、それぞれの町内会にあった取り組みを実践してください。

2. 連携する自治組織について

町内会活動は、町内会、地区自治会、鳥取市自治連合会が連携し、お互いに協力しながら行われています。

(1) 町内会とは

- ・町内会は、町(区)内や地域など一定の区域の住民を単位として構成されています。

(2) 地区自治会とは

- ・地区自治会は、おおよそ小学校区を基本とした区域内町内会などの連合組織です。
※国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷の8地区は、総合支所を基本として構成されています。

(3) 鳥取市自治連合会（以下「自治連合会」という）とは

- ・自治連合会は、鳥取市内の町内会及び地区自治会をもって組織し、その代表者を会員としています。
- ・自治連合会の運営は、各地区自治会の代表者で構成する「地区会長会」が協議し、その推進に努めるとともに、町内会及び地区自治会相互の連絡、調整、協調を図っています。

鳥取市自治連合会

41 地区自治会

821 町内会



3. 町内会の役割について

●「はじめに」で述べたとおり、地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりをはじめ、地域住民の福祉増進など、さまざまな活動に取り組んでいるのが町内会です。

◆**地域のつながり強化**…住民同士の交流を促進し、地域コミュニティの絆を深めます。これにより、住民がお互いに助け合う環境が整います。

◆**地域活動の実施**…地域のイベントや防災訓練、清掃活動などを企画・実施し、地域の活性化を図ります。これにより、住民が地域に愛着を持つようになります。

◆**災害時の支援**…災害が発生した際、町内会は迅速な情報共有や避難所の設置など、地域住民の安全を確保するための重要な役割を果たします。住民同士の関係が強固であることは、災害時の迅速な対応に欠かせません。

◆**行政との連携**…行政と密接に連携し、地域のニーズを行政に伝える役割も担っています。これにより、住民の意見が反映された施策が実施されることが期待されます。



●私たちが日常生活を営む上で生じる困りごとの中で、個人や家庭では解決が困難なことは、住民の皆さんが地域を挙げて共同で取り組んでいく必要があります、その基盤が町内会です。

【地域の課題】

ごみステーションの管理、ごみ出しのルール、道路や公園の美化、防犯灯の維持・管理、防災・防火対策、違法駐車、子どもや高齢者の見守り、高齢者福祉活動、災害時の避難、避難所の開設 など

改善したいなあ…



町内会は、住みよい社会を維持するために活動しています。

4. 町内会の運営について

町内会の運営方法や活動内容は、町内会を組織する住民の皆さんが十分に話し合ったうえで決めていくことが大切です。また、住民同士のふれあいと、支え合い、助け合いを図ることを目標に町内会活動を推進していくことが大切です。

(1) ルールを決めよう (規約・会則)

町内会は、住民の自由意思で結成される任意団体ですので、法令に基づく規約や会則を制定する義務はありません。しかし、町内会の運営には公平性と透明性が求められ、会員の理解と納得が得られる内容であることが大切です。ルールを文書化することで、町内会の活動がスムーズに進み、運営の安定を図ることができます。一般的には総会を開き、規約などの内容についてよく話し合ったうえで議決し制定します。

《規約・会則に記載する内容 (例)》

(会の名称、目的、事業、会員の定義、役員の種別任期、会議の種類、会費など)



(2) 会議をしよう (総会・役員会など)

「総会」とは、町内会員が運営方針などを決める会議です。町内会への関心と信頼を高めるためにも、規約・会則にしたがって少なくとも年に一度は全員に参加を呼びかける総会を開催しましょう。

また、開催にあたっては出席者が発言しやすい環境を作ることが大切です。

総会開催の手順

- ①開催準備……総会の日時と場所を決定し、町内会員に通知します。必要に応じて委任状や書面決議の方法を検討します。事前に総会資料や委任状の配布を行うと当日の運営がスムーズに進みます。
- ②総会開催……事業計画案や予算案、事業報告や決算書類などについて議決されますが、審議する議案については、事前に役員会で決定することとなります。

《総会の進行 (例)》

1. 開会の挨拶 (司会)
2. 会長の挨拶
3. 議長選出 (議長が決まっている場合はなし)
4. 議事録署名人選出 (決まっている場合はなし)
5. 議案について 第一号議案：〇〇〇〇報告
第二号議案：〇〇〇〇の件 など
6. 閉会の挨拶 (司会)

★必要に応じて追加しましょう

- ・定足数の報告
- ・前年度の報告
- ・新役員の紹介
- ・新年度の予定報告
- ・質疑応答 など

- ③議事録作成…会議の内容を議事録として残すのは「情報を共有する目的」があるからです。議論の内容を議事録に記録することで、会議の出席者は合意事項、実施すべきことを再確認でき、備忘録として役立ちます。また、会議に参加できなかった会員にも決定事項や今後の予定などを伝えられます。

★議事録に記録しておくこと 【会議名】【日時】【場所】【出席者】【議題】【内容】【決定事項】
【次回予定】【連絡事項・その他】 など

(3) 役割を決めよう (役員)

円滑な町内会運営のためには、会長をはじめとした役員の役割を明確にすることが大切です。役員は総会の決定事項に従い必要な情報の伝達など、町内会の目的を実現化するため、公平・中立を基本に活動します。役員の選出については選挙や推薦などいろいろな方法がありますが、町内会の規模の大小によって役員の人数や構成は変わってきます。

《主な役割》

会 長	町内会を運営し、その組織をまとめる責任者です。
副会長	会長を補佐し、時には会長の代行を行います。 副会長を複数置いている町内会もあります。
会 計	現金の出納や会計書類を整理します。
監 事	役員の業務執行の状況を監査します。 会の目的に沿って運営されているか確認します。
班 長	町内会区域を分けている場合、そのまとめ役として会費の徴収や情報の伝達などを行います。

そのほか、幹事、書記、専門部長、専門委員長などがあります。

★引継書を作りましょう

役員の業務は大変そうとイメージする方も多いと思いますが、役員の仕事を明文化（マニュアル化）しておけば、引き受ける方の安心につながります。また、任期中に起きた問題や気づいた課題を書き足した「引継書」を作成することで、役員が代わっても引き継がれ、より円滑な運営ができます。

(4) 活動を決めよう (事業計画)

事業は町内会の実情に応じて計画することが大切です。町内会の実情と合わなくなった活動や取り組みは、みんなで話し合ってみ直すことも必要です。人手もお金も必要ですので、優先順位をつけながら無理のない範囲で行うことが大切です。



(5) お金を管理しよう (会計)

お金を適正に扱うことは、地域住民から信頼されるために大変重要なことです。

会計事務は、町内会の運営や活動に伴う収入・支出を計算し、出納の管理・記録を行う作業です。帳簿の整理や領収書などの証憑書類の整理・保管、現金や預金通帳の管理などのほか、物品の出納・管理を行います。地域住民のお金や物品を預っているので、処理は適正かつ正確に行う必要があります。また、書類は分かりやすく作成することが重要です。



《主な仕事》

(収入・支出管理、予算書・決算書作成、会計監査など)

(6) お知らせしよう (広報)

- ・町内会行事の告知や清掃活動の連絡、防犯情報の共有など、その内容は多岐にわたります。こうした案内文は、地域住民にとって分かりやすく、誤解のない内容であることが大切です。
- ・町内会の行事予定や活動成果を広く知らせることは、町内会の一体感を高めるために重要です。上手く周知することで町内会活動に関心の薄い方にも、興味を持っていただけるきっかけとなります。

《主な仕事》

(全戸配布広報紙、回覧チラシ、ポスター、LINE等のSNSなど)

★広報の工夫

例えば、地域周辺の飲食店・スーパー・コンビニなどにポスターの掲示やチラシの設置をお願いするのも情報拡散に有効です。



(7) 地域の魅力を伝えよう

自分の住んでいるまちの歴史や自然など、今まで知らなかったことを知ることで地元への愛着が湧き、活動への参加につながります。

(歴史・文化、自然、人、お店など)



5. 仲間を増やそう

(1) 加入の現状

- ・自治連合会では、町内会加入促進の取り組みを重点活動項目として取り組んでいます。
- ・町内会への加入状況は近年、集合住宅（マンション・アパートなど）の新築増加、核家族化や単身世帯、独居世帯の増加といったライフスタイルの変化、町内会の地区自治会退会などにより加入世帯数が年々減少傾向となっています。

(2) 加入へのアプローチ

- ・町内会への加入は個人の自由とはいえ、同じ地域に住んでいるのだから一緒に活動して仲良くしたいものです。加入への声かけの前に町内会に対する考え方は人それぞれであることを認識し、まずは相手の考えや気持ちに耳を傾けることも大切です。「入るのが当然」ではなく、「安心して暮らすため、一緒に住み良いまちにするため」というスタンスで町内会へ加入してもらおうよう声かけをしましょう。
- ・地域イベントやボランティアの募集など、お試的な参加によりハードルを低くして呼びかけることから始めてみましょう。
- ・マンションなどの入居者については、住宅事業者にも協力をしてもらいましょう。

★マンションこそ、共助が必要なわけ

分譲マンションの場合、区分所有者であれば管理組合に属し、一定のコミュニケーションを有していると考えられますが、賃貸の場合は同じフロアの住民の顔や名前もよく知らないという事も珍しくなく、防災訓練もほとんど行われていません。

マンションの管理組合の役割はあくまで建物や土地、共用部分の管理を行うもので、居住者を把握する名簿がない、把握しても世帯主のみで、居住者の実態を確認していないマンションは少なくありません。

国土交通政策研究所の調査によると、マンションで災害基本法に基づく自主防災組織や独自の防災組織があるとした管理組合は2割にすぎず、マンション管理組合に対する調査では、「地域防災が必要」と回答したところが9割にものぼりました。

○マンション入居者が町内会に加入するメリット

- ・災害時の支援を受けやすくなります。町内会は避難所運営の中心的な役割を担うことから、支援物資の配布や避難生活において、スムーズな対応を期待できます。また、日頃の防災訓練を通じて、いざという時の対応力も養うことができます。
- ・子どもの交友関係が広がります。お祭りや運動会といった地域行事への参加を通じて、同じ地域に住む子どもたちとの交流が生まれます。同時に、地域の大人との交流が生まれ、「地域目」が動くこととなり防犯面でも有益です。
- ・行政からのお知らせや地域の重要情報をいち早く知ることができます。特に子育て支援やイベント情報、防犯情報などは、日々の生活に直結する貴重な情報源となります。

※訪問時のポイントはP.10をご参照ください。

※加入促進用パンフレットは自治連合会に常備しています。

※鳥取市自治連合会、鳥取県宅地建物取引業協会東部支部、鳥取市の三者間において加入促進に関する相互協力の協定を締結しています。

6. “町内会があること”のメリットについて

●町内会を知らない人は、活動内容も知らないかも！？

町内会の皆さんが日々行っている活動は地域の日常を支える大切な役割があります。しかし、残念ながら町内会を知らない人にはその意義が伝わっていないことが多く、中には町内会活動と行政サービスを混同している人もいるかもしれません。

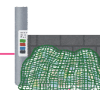
行政？
業務委託？

誰がしてくれてるんだろ？

防災訓練に参加したら
勉強になったなあ



ゴミステーションが
いつもきれいに保たれてるなあ



夜道が明るく
照らされていて安心



児童の登下校時、地域の方が
見守ってくれるので安心



雪の日、歩道が除雪
されていて助かる



↑↑↑ 【こんな事にも町内会が関わっています！】 ↑↑↑

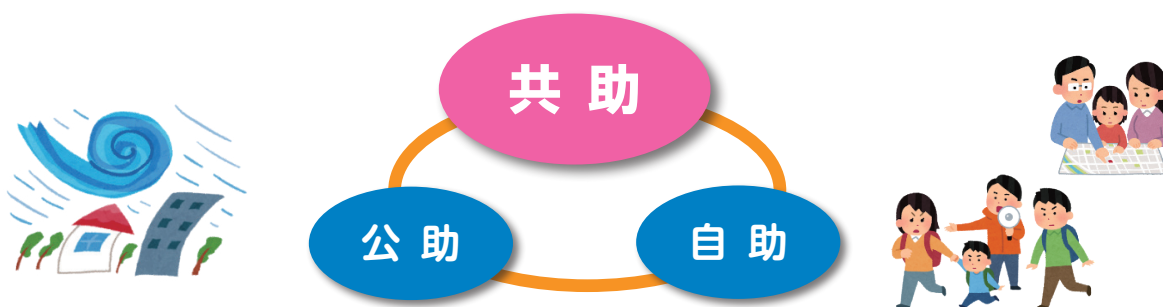
町内会に加入していない人や、加入を迷っている人に「町内会に加入するメリットは？」と尋ねられても答えるのが難しいかもしれませんが、まずは私たちが行っている町内会活動を再認識し、その活動内容を地域の方に伝えることで、町内会の意義が伝わりやすくなります。“町内会があること”のメリットを伝えるという視点に立つことが大切です。

●やっぱり防災！

町内会活動のうち、最も期待されている役割はやはり防災面ではないでしょうか。災害時における迅速な対応は、その地域の防災力に大きく依存します。町内会は地域住民の結束を強化し、災害への準備と対策を進める重要な役割を果たします。

また、町内会は公式情報の提供や住民間の情報共有を円滑にするための仕組みを整え、住民が状況を正確に把握し、適切な行動を取れるようにします。

災害時における 共助 の担い手は町内会です！



★町内会に加入しない主な理由は？

- ①町内会費が高額・払いたくない
- ②役員になりたくない
- ③近所付き合いが面倒
- ④町内会に入らなくても困らない（ゴミ出し・市報 など）
- ⑤高齢で活動に参加できない などです。

【参考】…「町内会活動の課題」（P.8～9）を参照し、それぞれの町内会に合った独自の解決法を検討し、より良い町内会活動を推進してください。

7. 地域コミュニティについて

(1) 考えてみよう！

地域コミュニティは、町内会など地域に根ざした住民同士のつながりです。現代は、少子高齢化や過疎化、ライフスタイルの変化などにより地域のつながりが希薄になりつつありますが、地域コミュニティを大切にすることで、暮らしはより良い方向に向かいます。

例えば、地域の交流ができると子どもや高齢者の見守りに役立ち、安全・安心なまちづくりや孤立の防止につながります。また、伝統文化といった地域の宝が受け継がれるなど、まちの活性化にも役立ちます。

町内会の役割は、同じ地域に居住する方々が地域コミュニティの大切さ・必要性を理解し、各地域が行う“まちづくり”を推進することです。

地域コミュニティの必要性を地域住民の方々に理解していただき、加入促進につなげていきましょう。

(2) 活動しています！「地域コミュニティ（まちづくり）協議会」

①青少年健全育成活動

- ・子ども会などの活動を通じて、地域で子どもを見守り育てます。
(青少年健全育成協議会、子ども育成協議会、PTA など)



②環境・安全活動

- ・ごみ集積場所の管理・清掃、公園清掃、資源回収などを行い、エコで快適なまちづくりをしています。
- ・防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、夜間を照らす防犯灯の設置・維持・管理など、安全なまちづくりをしています。
- ・防災訓練や避難所の運営、水・非常食の備蓄管理など、災害時に助け合える安全・安心なまちづくりをしています。
(自主防災会、防犯協議会、交通安全協会、子ども見守り隊、消防団など)

③保健・福祉活動

- ・地域住民が支え合い、健康で快適に暮らせるまちづくりを推進しています。
- ・配食サービスなどを通じて、独居高齢者などの安否確認を行っています。
(社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、婦人会など)



④生涯学習活動

- ・地域住民が豊かな人生を送ることができるよう、教育・文化・スポーツ・趣味など、生涯を通じて学ぶ機会を提供するための活動を推進しています。
(健康づくり協議会、体育会協議会、公民館など)

⑤その他の活動

- ・運動会、納涼祭、文化祭など、多世代交流ができるイベントを企画・運営し、地域の活性化や住民同士のつながりづくりをしています。



町内会活動の課題

1. 運営に関する課題

町内会の基本的な運営方法については、前述（P. 1～7）で述べていますが、実際に町内会を運営する上では様々な問題点（課題）が生じます。

これらの課題に対して私たちはどう取り組むか、それぞれの町内会に合った独自の対策を検討し、より良い町内会活動を推進してください。



〈 どうしたらいいの？～町内会運営編～ 〉

課 題	対 応 策 (例)
①町内会役員の成り手不足 ・ 役職の兼務など特定の人に負担が偏る。	・ 町内会の必要性を理解していただき、誰かがやらなければにつなげる。 ・ 運営方法の見直し検討（会則、役員構成、役員選出方法など）を定期的に行う。 ・ 業務分担の見直しなど役員に負担を感じさせない配慮や、役員任期を明確にしておくことも大切。
②町内会活動への参加者が少ない ・ 町内会活動に対し、住民意識が希薄になっている。 ・ 活動参加者がいつも同じ顔ぶれ。	・ 町内会活動のマンネリ化による参加者の減少も考えられる。事業内容や規模など、町内会の実情に即した活動への移行を検討する。 ・ 地域住民が町内会活動に関わるきっかけを作るため、会報・回覧板・SNS などを利用した広報活動により参加意識を高める。
③若い世代の参加が少ない ・ 現役世代は平日の町内会活動には参加が難しい。 ・ 高齢者との同居世帯では高齢者に任せて若い世代が参加しない。	・ 若者や現役世代が参加しやすい環境を作るため、子育てなどをテーマに親子で楽しめるイベントを企画検討する。 ・ 小中学校、PTA、子ども会などとの連携を図る。 ・ 年代にかかわらず誰もが参加しやすい環境を構築する。
④高齢などで行事に参加できない	・ 町内会員の位置付けを配慮・検討する。 ・ 免除制度を明文化しておく。 ・ 免除＝不公平ではなく、無理をさせない仕組みづくりを検討する。
⑤役員の高齢化 ・ 定年延長などにより、地域活動に参加できる人材が減少。	・ 高齢者と若い年代のバランスが取れた編成が必要。 ・ 町内会活動や役員構成の見直しなどを通じて、魅力を感じる町内会を構築し、若い世代の役員を創出する。
⑥町内会会費に関わる問題 ・ 町内会費が高額で払えない。 ・ 独居高齢者など事情のある方。 ・ 神社費など宗教的会費。	・ 家庭的事情を抱える世帯に対し、町内会の判断で会費の減免措置を検討する。 ・ 宗教的な費用については、集金方法の見直しなど個人の思想信条に配慮した対応が望まれる。
⑦町内会活動全般に関する相談	・ 自治連合会では「地域支援アドバイザー」を配置し、町内会活動運営に関わる相談などに対応しています。

2. 加入促進活動に関する課題

- ・近年、社会状況や住居形態の変化により、町内会に入らなくても不都合はないとの理由で、加入を固辞される方が増加傾向にあり、町内会長をはじめ町内会役員の皆さんは大変苦勞をされていることと思います。
- ・町内会に入りたくない理由を個別に精査すると、町内会での検討・改善により、加入につながる項目がまだまだあるのではないかと考えます。
- ・下表の対応策を参考に、独自の解決法を見い出して、加入促進につなげていきましょう。

〈 どうしたらいいの? ~加入促進活動編~ 〉



課 題	対 応 策 (例)
①町内会未加入世帯への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「加入案内チラシ」などにより、加入促進を図る。 ・転入者が多くなる時期(3～4月)を「加入促進強化期間」と定め、新規転入世帯の加入促進に取り組む。
②町内会加入のメリットが分からない ・町内会への関心が希薄。 ・近所付き合いをしたくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応や防犯灯設置・維持管理、子どもや高齢者の見守り活動など、地域における「共助」の取り組みを理解していただく。 ・地域とのつながりを持つことで孤立を防ぐ。
③どこの町内会にも属さない(空白地帯)の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する町内会同士の情報交換により、町内会の境界を明確にする。 ・町内会の境界地図を作成することにより見える化する。
④新規開発宅地分譲地の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・三者協定に基づき、開発業者との連携を図る。
⑤マンションなど集合住宅の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・三者協定に基づき、新規開発時における開発業者や管理会社との連携を図る。 ・児童がいる世帯については、子ども会と連携した加入促進に取り組む。 ・アパートなど集合住宅については、居住者との対応のほか、オーナーと交渉する方法もある。 ・大型マンションなど既存町内会への加入が困難な場合は、地区自治会での対応によりマンション単独での町内会設立を促進する。
⑥加入促進活動の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・自治連合会、地区自治会、町内会がそれぞれの役割分担により効率的な加入促進に取り組む。 〈自治連合会〉 = 加入促進に関わる方針などの審議決定。 〈地区自治会〉 = 町内会に対する指導・助言や、町内会をまたがる調整。 〈町 内 会〉 = 未加入世帯に対し直接加入の勧奨。

参 考

1. 町内会加入のすすめ方

町内会加入の重要性を再確認したうえで、加入促進には地域全体で取り組みましょう。町内会未加入者の中には、加入を考えている方や関心のある方もいます。加入促進の手段として、戸別訪問で加入を呼びかけることも重要です。その場合、一戸建て、アパート・マンション、新興住宅地など、それぞれの状況に合わせた対応をとることが効果的です。

以下の手順を参考にして、地域の実情に合わせた方法で進めていきましょう。

【訪問前の準備】

1. 未加入世帯を確認する。(住宅地図と未加入世帯を照合)

2. 訪問者、訪問先、訪問スケジュールを決める。

- ・訪問人数は2～3名程度が適当、相手に地域全体で取り組んでいるという信頼感をもっていただく。
- ・新規転入者の訪問は、居住開始後速やかに行う。
- ・既居住者には、イベントなどの開催に合わせて訪問する。
- ・訪問は夜間、休日の午前中は避けるなど、相手の対応可能な時間帯を考慮する。

3. 説明資料を準備する。(総会資料、加入促進チラシ、加入申込書など)

- ・総会資料のほか、過去の行事やイベント時の写真なども活動内容が伝わりやすい。
- ・開催予定のイベントチラシの配布で足を運んでいただくきっかけづくり。



【戸別訪問するときの留意事項】

1. 無理強いはいないようにしましょう。

加入を強制することはできません。地域全体が町内会加入促進に取り組んでいることを念頭において話をしましょう。

2. 相手の事情に配慮しましょう。

未加入者には、これまで加入しなかった理由、加入できない理由がある場合もあります。未加入の状況を十分に配慮しながら話を進めましょう。

3. ていねいな対応を心がけましょう。

訪問者の受け答えの態度も重要です。一緒に活動をしていきたいという熱意を持って誠実な対応を心がけることが重要です。

【訪問時の対応】

1. 自己紹介をして、訪問の目的を説明する。

2. 町内会の活動全般を説明する。

- ・防災活動（災害時避難誘導、自主防災会設置、非常時の助け合いなど）
- ・防犯活動（防犯灯の設置・維持・管理、児童の登下校時の見守りなど）
- ・環境美化活動（ごみステーションの設置・管理など）
- ・運動会、納涼祭などのイベント開催 ・行政及び地域の情報伝達 など

3. 訪問先の相手からの質問や意見に対する対応 『よくある質問と回答例』

Q1 町内会に加入するメリットは何ですか？

回答例 個人では解決できない課題への取り組み、災害時避難等の助け合い、地域の見守り等防犯活動などは、町内会が対応しています。

Q2 町内会費の負担が嫌です。

回答例 町内会費は、住みよい地域づくりのための活動に必要な経費として会員の皆様からいただいております。ご理解ください。

Q3 役員になるのが嫌です。

回答例 ご高齢や生活スタイルなどから役員が難しい方もいらっしゃいますが、対策を一緒に考えていきたいと思っております。

4. 加入手続き

- ①加入希望の場合…その場で加入申込書に記入していただく。
- ②加入保留の場合…加入申込書を渡し、連絡先をお知らせして、後日訪問することを伝えて帰る。
- ③加入拒否の場合…加入案内チラシを渡し、ご理解をいただくようお願いして帰る。



2. 町内会を IT で便利に

情報伝達の方法は回覧板・広報紙・ポスター・文書配布など、それぞれ工夫をして取り組まれています。近年ライフスタイルの多様化により、情報伝達がスムーズにいかないこともあるかと思えます。

そこで、一定の範囲を対象とした情報伝達を IT の活用により効率化につなげることが出来ないか考えてみませんか。

- 電話や訪問をしなくても連絡が取れる。
- 情報共有を迅速に行うことができる。
- 文書配布などの手間を省くことができる。
- 業務を効率化し、役員負担を軽減できる。

【まずは役員間の連絡に LINE を活用!】

会話のようにメッセージをやり取りでき、メールよりも素早く連絡を取ることができるため、友達同士や家族との連絡ツールとして多くの方が活用しています。利点は画像共有が簡単なことです。

◆個人 LINE

特 徴 …… 個人間でつながるアプリケーション

拡散性はなく、友人・知人・家族との連絡に用いられることが多い。

活用方法 …… 町内会の役員でグループを作成し、町内会の情報共有として活用する。

メリット …… 情報伝達の迅速化、会議の削減、情報の共有化、プッシュ型情報発信(見に行かずとも通知が届く)

デメリット …… 個人アカウントを共有する必要があるため、不特定多数とグループを組むことには向かない。

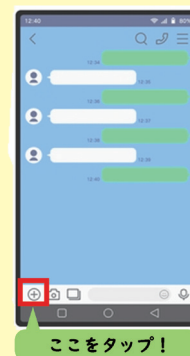
★ LINE の便利な機能

投票

1. トークルームで [+] をタップし、[投票] > [投票を作成] を選択します。
2. 「質問内容」と「選択肢」を入力。その他にも、回答締め切り日や複数選択の可否などのオプションを選び、[完了] をタップ。
3. つくられた投票ページは、該当グループのトークルームに投稿されます。

日程調整

1. トークルームで [+] をタップし、[日程調整] を選択します。
2. 「イベント名」と「イベント内容」を入力、「日程選択」ではアンケートをとる日程候補を複数選択できます。
3. 全て入力を終えたら、[メンバー招待] > [送信] をタップ。



◆公式 LINE

特 徴 …… 団体として作成する LINE アカウントのこと

個人のアカウントと異なり、登録した全員に情報共有が可能であり、各々は連絡先を知ることはない。また、一方通行な通信や、自動配信なども可能であり、LINE 画面下部に固定で表示されるメニュー (リッチメニュー) を配置することもできる。個人 LINE と異なり有料プランもある。

活用方法 …… 町内会員全体への情報発信、電子回覧板的な役割も可能。

リッチメニューから町内会情報や、行政情報へのリンクも可能。

メリット …… 情報伝達の迅速化、会議の削減、回覧等の電子化、町内会全員を対象とすることも可能。

デメリット …… 無料の場合は通数制限あり。登録者の把握ができない。また、立ち上げ時に設定・操作など慣れが必要。

地域には今、アナログ派とデジタル派の両方の人が混在しています。アナログかデジタルかの二択ではなく、両方を併用するハイブリッド方式で納得してもらい、より良好なコミュニケーションを取れる状態を作ることが理想です。



活動助成費の配分について

鳥取市から交付を受けた活動補助金の地区自治会への配分方法については、地区会長会の決議により配分基準を定めています。



〔地区自治会へ交付される活動助成費配分基準〕

	町区割活動助成費	世帯割活動助成費
活 動 助 成 費	〈町区世帯数〉	〈助成額〉
	・ 10世帯未満	30,000円
	・ 10～50世帯	33,000円
	・ 51～100世帯	36,000円
	・ 101～150世帯	39,000円
	・ 151～200世帯	42,000円
	・ 201世帯以上	45,000円
		700円×地区世帯数
(注) 町内世帯数が1世帯の場合は、組織(町内会)として認められず、町区割活動助成費は助成されない。		

☆基準の制定 令和6年11月28日(第5回地区会長会)承認

☆基準の施行 令和8年4月1日 実施

※自治連合会会費(120円×地区世帯数)は、活動費交付時に控除。

鳥取市からの町内会対象助成について

鳥取市では、地域コミュニティの推進を図ることを目的に、原則として自治連合会に加入する町内会を対象とした、各種助成制度を設けています。詳しい内容は鳥取市のホームページをご覧ください。

各町内会においては、該当する事業を実施された場合、有効に活用して更なる町内会活動の活性化の一助としてください。

1. 地域コミュニティ活動支援事業交付金 **協働推進課 0857-30-8176**

※地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目指して、住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動を支援します。

- (1) 運動会等の地域コミュニティ推進事業
- (2) 町内会未加入者に対する町内会加入促進事業

2. 地域コミュニティ除雪活動支援事業 **協働推進課 0857-30-8176**

※大雪時に町内会等が行う自主的な除雪活動を支援することにより、地域コミュニティ活動の下支えを行います。

3. 集会所新築等事業補助金 **協働推進課 0857-30-8177**

※自治会・町内会等の集会所の新築、増改築、修繕等に対して補助金を交付します。

4. 防犯灯の取替え事業 **協働推進課 0857-30-8177**

※既設防犯灯（蛍光灯・水銀灯）からLED防犯灯への取替えをします。

町内会負担 費用の10分の2

5. 新規防犯灯設置事業 **協働推進課 0857-30-8177**

※夜間の犯罪防止のため、防犯灯を設置します。

町内会負担 なし（維持管理は町内会負担）

6. 小型除雪機無償貸与制度 **道路課 0857-30-8351**

※除雪車の入らない市道や歩道を市民と行政が協働して除雪作業を行うために小型除雪機を無償で貸与します。

7. 原材料支給制度 **道路課 0857-30-8354**

※市道等の有効な利用と利便性の向上を図るため、町内会（自治会）などが実施する市道や公衆用道路の整備に対して、使用する原材料を支給します。



8. 鳥取市道路アダプト制度

道路課 0857-30-8354

※市民ボランティアと行政が相互に協力して保全や美化などの道路愛護活動を行い、安全・安心・快適な道路環境づくりを進めます。主に美化清掃、緑化、補修、損傷情報の通報活動等の支援を行います。

- (1) ボランティア保険
- (2) 活動の広報（アダプトサインの設置等）
- (3) 資機材の支給・貸与
- (4) ごみの収集処理
- (5) アドバイザーの紹介

9. 公園愛護会に対する助成 (公財)鳥取市公園・スポーツ施設協会 0857-21-5532

※都市公園において町内会等地元の方で公園愛護会を設置、活動した場合に対して助成を行います。

- (1) 清掃用具、ゴミ袋等の支給
- (2) 遊具塗装用ペンキ・ハケ等の支給
- (3) 公園愛護会活動に対する助成金

10. 災害時における支え愛地域づくり推進事業

鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課 0857-24-3180

※災害時に住民相互による要支援者の適切な支援を確保し、地域の安全を推進するため、支え愛マップの作成を通じた住民主体の避難支援の仕組みをつくる取り組みを支援します。

- (1) 災害時要支援者対策促進事業
- (2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業

11. コミュニティ助成事業 (宝くじ助成) 政策企画課 0857-30-8012

※(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行います。

12. 土地改良施設の補修等工事にかかる資材の支給 農村整備課 0857-30-8316

※地区住民の方が共同して行う土地改良施設の維持管理活動を促進するため、農業進興地域内における土地改良施設の補修等工事にかかる資材を支給します。

13. 社会奉仕活動等補償制度 鳥取市ボランティア・市民活動センター 0857-29-2228

※鳥取市自治連合会は、鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入しています。

自らの利益を目的とせず、無報酬（実費弁償を除く）で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動において傷害事故、損害賠償事故が生じた場合補償の対象になります。

- (1) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設その他公共施設又は公共的施設の環境整備活動
- (2) 防火、防災、防犯、交通安全、公共衛生及び青少年愛護のための活動
- (3) 高齢者、障がい者等社会的弱者に対する看護、援護、更生等の活動
- (4) 鳥取市の事業に協力する活動
- (5) (1)から(4)までに類する活動

市役所で行える主な手続きについて

町内会（自治会）と市役所の関わりはとても深いつながりがあります。市役所で行える手続きの窓口を紹介します。



【生活に関すること】

町内会（自治会）に関すること	協働推進課	(0857) 30-8177
認可地縁団体に関すること	協働推進課	(0857) 30-8177
防災に関すること	危機管理課	(0857) 30-8034
ごみ（分別等）に関すること	生活環境課	(0857) 30-8084
不法投棄に関すること	生活環境課	(0857) 30-8084
上下水道に関すること	下水道経営課	(0857) 30-8391
	水道局料金課	(0857) 53-7922
道路に関すること	道路課	(0857) 30-8351
ペットに関すること	鳥取市保健所生活安全課	(0857) 30-8551
道路上の動物の死骸（野良猫、野鳥等）撤去に関すること	国道（国土交通省鳥取国道維持出張所）	(0857) 32-0830
	県道（鳥取県土整備事務所）	(0857) 20-3606
	市道（道路課または各総合支所産業建設課）	
市営住宅に関すること	建築住宅課	(0857) 30-8371
成人の健康づくりに関すること	健康づくり推進課	(0857) 30-8585
成人の健診に関すること	健診推進室	(0857) 20-0320
土地の造成・開発行為に関すること	建築指導課	(0857) 30-8363
住所変更、戸籍届出、マイナンバーに関すること	市民課	(0857) 30-8191
空き家に関すること	建築指導課	(0857) 30-8364
市民税、軽自動車税、原付バイクに関すること	市民税課	(0857) 30-8147
固定資産税に関すること	固定資産税課	(0857) 30-8156
納税相談、滞納に関すること	収納推進課	(0857) 30-8162

【福祉に関すること】

高齢者・介護に関すること	長寿社会課	(0857) 30-8211
国民健康保険に関すること	保険年金課	(0857) 30-8222
国民年金に関すること	保険年金課	(0857) 30-8224
生活困窮に関すること	中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター)	(0857) 20-4888
生活困窮、生活保護に関すること	生活福祉課	(0857) 20-3476
障がい（身体、知的、精神） に関すること	障がい福祉課	(0857) 30-8217

【子どもに関すること】

児童手当等の各種手当 に関すること	こども未来課	(0857) 30-8491
子どもの健康に関すること (予防接種)	中央保健センター	(0857) 20-3196
おやこ健康手帳（母子手帳） に関すること	こども家庭センター	(0857) 30-8587
子どもに関する相談	こども家庭センター	(0857) 36-0505
児童虐待相談、通告に関すること	こども家庭センター	(0857) 20-0122
こども園、保育園、幼稚園（私立） に関すること	幼児保育課	(0857) 30-8457
小学校・中学校の学校生活 に関すること	学校教育課	(0857) 30-8412

【その他の問い合わせ先】

鳥取市のホームページ等	www.city.tottori.lg.jp
生活上のトラブル ・消費者被害・トラブル相談 （消費者ホットライン） ・鳥取市消費生活センター ・災害用伝言ダイヤル	局番なし（有料） 1 8 8 (0857) 20-3863 局番なし 1 7 1



鳥取市自治連合会事務局

〒680-0845

鳥取市富安2丁目104-1（鳥取市高齢者福祉センター内）

Tel：0857-20-0100 Fax：0857-20-0141

（注）本書は町内会長の引継ぎ書類として、交代の際は必ず引き継いで下さい。